



軽自動車税種別割 Q & A

税務課資産税係
☎0824-73-1144

今月は軽自動車税種別割のよくある質問にお答えします。

Q 1 当面、原付に乗る予定がないので、標識を返納したいのですが。

A 1 原付を所有している場合は、返納できません。公道走行の有無を問わず、基準日(4月1日)に所有していれば課税されます。

Q 2 6月(年度途中)に軽自動車を買換えたのですが、支払った税金は還付されますか。

A 2 月割課税(還付)の制度がないため、還付されません。なお、4月2日以降に取得した車両は、その年度は課税されません。

Q 3 同じ車種なのに、どうして税額が異なるのですか。

A 3 初度検査年月(新車登録時)や特例の適用により、税額が異なります。

【例】「軽四輪・乗用・自家用」と「軽四輪・貨物・自家用」の場合

	初度検査年月 平成27年3月31日以前	初度検査年月 平成27年4月1日以降	初度検査年月から 13年経過
軽四輪・乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪・貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円

【例】排出ガス性能などに応じて特例(軽減)が適用された場合

※新車購入時の初年度のみ適用

	75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽四輪・乗用・自家用	2,700円	5,400円	8,100円
軽四輪・貨物・自家用	1,300円	2,500円	3,800円

Q 4 トラクター(農耕用作業車)を買替えたのですが、今まで取り付けていた標識を付け替えて使用しても良いですか。

A 4 使用できません。今まで取り付けていた標識を返納する手続きと、新しい標識の交付手続きを行ってください。原付や小型特殊作業車も同様です。

Q 5 市外に転出し、所有している原付も市外に持っていきます。庄原市での手続きは必要ですか。

A 5 車両の主たる定置場(保管場所)が変わった場合、必ず手続きが必要です。転出先の市区町村で、庄原市の標識返納も同時にできる場合もありますが、原則、転出時に庄原市で手続きを行ってください。また、人に譲るときも、必ず名義変更の手続きが必要です。変更されない場合は、登録されている納税義務者に課税されます。原付、小型特殊自動車、農耕用車両に関する手続きは、税務課資産税係までお問い合わせください。その他の車両に関する手続きは、以下の窓口でお願いします。

各車両の手続き・問い合わせ先

軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所 広島市西区観音新町四丁目13番13-4号 ☎050-3816-3080
軽二輪車(125ccを超え250ccまでのバイク)	広島県軽自動車協会 広島市西区観音新町四丁目13番13-3号 ☎082-532-5507
二輪小型自動車(250ccを超えるバイク)	中国運輸局広島運輸支局 広島市西区観音新町四丁目13番13-2号 ☎050-5540-2068

※市のホームページにも、各車両の税額・手続きに関する内容を掲載しています。

9月は、国民健康保険税3期、介護保険料4期、後期高齢者医療保険料3期の納付月です。

- 「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- 納付で困っていることがあれば、収納課収納係(☎0824-73-1511)、または各支所市民生活係にご相談ください。

納期限
9月30日(木)